

熊本県国民健康保険団体連合会総会及び理事会の議事録の公表等に関する
規則

(目的)

第一条 熊本県国民健康保険団体連合会規約（以下「規約」という。）第十八条の規定に基づく総会の議事録及び規約第三十四条の規定に基づく理事会の議事録の作成及び公表については、規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(議事録の作成)

第二条 総会の議事録は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した保険者（委任状による出席者を含む。）
- 三 議題
- 四 議事の経過及び結果の概要
- 五 その他必要な事項

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 前項第一号及び第三号から第五号に規定する事項
- 二 出席した理事の氏名

(議事録の公表)

第三条 作成した議事録は、速やかに公表するものとする。

2 理事長は、議事録を公表することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益を害するおそれがあると認められる場合又は熊本県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 理事長は前項の規定に基づき、議事録の全部を公表しないときは、その旨を議事録の公表と同じ方法により公表するものとする。

(公表の方法)

第四条 議事録の公表は、連合会ホームページに掲載することにより行う。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年二月十三日から施行し、平成三十一年二月開催の総会及び理事会から適用する。